

# 施設園芸パイオニア技術推進事業実施要領

令和5年5月11日決裁

令和6年4月26日一部改正

令和7年4月11日一部改正

令和8年4月10日一部改正

## 第1 目的

施設園芸農業においてスマート技術を活用し、栽培管理の自動化や最適化、省力化を図ることは、施設園芸作物の生産性向上に不可欠となっている。スマート技術の導入は進みつつあるが、まだ一部に留まっており、さらなる導入拡大が必要である。また、従来のスマート技術では対応できない気候変動に伴うハウスの昇温抑制対策や、未だ手作業に大部分を頼っている収穫調製作業の省力化等の新たな課題への対応も必要である。

そこで、スマート技術の導入拡大支援や、新たな課題に対応する機器・設備の導入支援を行う。

## 第2 事業内容

本事業は、次の掲げる事業により構成し、補助対象機器・設備、補助率、補助額の上限等については、別表1に定めるものとする。

### 1 スマート技術導入拡大支援

#### (1) データ共有支援型

グループ内で環境データの共有を行い、栽培管理の改善による生産性向上を図ることを目的とした、環境測定装置の導入支援を行う。

#### (2) スマート機器等新規整備支援型

施設園芸の生産性向上や労働負担の軽減等を目的とした統合環境制御装置等、スマート機器・設備の新規導入支援を行う。

#### (3) データ活用研修等支援型

測定した環境データの活用など栽培管理の改善を目指すグループによる研修会開催活動等を支援する。

### 2 新課題対応機器・設備導入支援

#### (1) 昇温抑制機器等支援型

気候変動下におけるハウスの昇温対策を目的とした機器・設備の導入支援を行う。

#### (2) 収穫調製機器等支援型

収穫調製作業の省力化に必要な機器・設備の導入支援を行う。

## 第3 事業要件

### 1 事業実施主体

農業を営む法人、認定農業者、認定新規就農者（ただし経営開始から2年以上経過している者）、または、農業者の組織する団体であり、以下の要件を満たすこと。

(1) 農業を営む法人の場合は、定款に農業生産活動の実施が明記されていること。

(2) 認定農業者の場合は、農業経営改善計画書に基づく事業内容であること。農業経営改善計画書に事業内容の記載のない場合は、経営計画書（様式第3号別添2）に基づく事業内容であること。

- (3) 認定新規就農者の場合は、青年等就農計画に基づく事業内容であること。青年等就農計画に事業内容の記載のない場合は、経営計画書（様式第3号別添2）に基づく事業内容であること。
- (4) 農業者の組織する団体の場合は、以下の要件を満たすこと。
- ① 構成員が原則として3戸以上であること。
  - ② 団体の代表者、規約、機械・設備等の利用に関する規定が定められていること。
  - ③ 事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有していること。
- 2 対象品目  
きゅうり、トマト、いちご等の施設野菜、花き（切り花類、鉢もの類、花壇用苗もの類）、ただし加温施設で栽培するものに限る。
- 3 成果目標  
目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。  
各事業内容における目標は、別表2に定めるものとする。
- 4 成果の公表
- (1) 事業実施主体は、地域の農業者等の技術・経営の高度化に資するため、県の指導に基づき、個人情報や知的財産権の取得に当たり支障がある情報等を除き、可能な限り本事業で得られたデータやノウハウ等の成果の公表及び普及に協力するものとする。
  - (2) 県は、これらの情報を公表する場合は、事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。

#### 第4 事業の実施等の手続き

- 1 要望の提出  
事業を実施しようとする事業実施主体は、様式第1号を管轄の農林振興センター所長あてに提出する。  
なお、県域を対象とする広域的な事業実施主体の場合は、様式第1号を生産振興課長へ提出する。
- 2 ポイントの算出  
農林振興センター所長は、1により事業実施主体から提出された要望について、別表3に基づき事業実施計画ごとのポイントを算出し、様式第1号及び様式第1号別添により生産振興課長に提出するものとする。  
なお、県域を対象とする広域的な事業実施主体の場合は、生産振興課長が1により提出された要望について、別表3に基づきポイントを算出するものとする。
- 3 予算の配分
- (1) 生産振興課長は、事業内容ごとに2により算出したポイントが上位の計画から、予算を配分するものとする。
  - (2) 生産振興課長は、(1)により配分した結果を、様式第2号にて農林振興センターまたは県域を対象とする広域的な事業実施主体に通知するものとする。
  - (3) 4により申請のあった事業実施計画が1により提出のあった要望の内容と一致しない場合、生産振興課長は(1)による予算の配分を取り消すことができるものとする。
- 4 事業実施計画の承認
- (1) 本事業は、原則として市町村を通じた間接補助事業とする。事業実施主体は、様式第3号により事業実施計画書を作成し、市町村長を経由して農林振興センター所長に提出するものとする。
  - (2) 市町村長は、(1)に基づき事業実施計画書の提出があった場合、事業実施計画書

の内容が適切であると認められるときは、様式第4号により農林振興センター所長に提出するものとする。

- (3) 市町村の予算措置後では年度内の事業実施が困難である等知事が特に認める場合は、事業実施主体から市町村長を経由せずに農林振興センター所長に事業実施計画書を提出することができるものとする。その場合、事業実施主体は、市町村長から意見を聴取し、市町村長から内容が適切であることの承認を得るものとする。
- (4) 市町村長は(3)により事業実施主体から意見を求められた場合、内容が適切であると認められるときは様式第5号により事業実施主体へ回答するものとする。事業実施主体は、(3)により農林振興センター所長等へ実施計画書を提出する際に様式第5号を添付するものとする。
- (5) 農林振興センター所長等は、申請のあった事業実施計画書の内容が採択要件を満たすと認められるときは、これを承認し、様式第6号により通知するものとする。
- (6) 事業実施主体が県域を対象とするもの場合は、(1)～(5)による手続きではなく、下記のとおり手続きを行う。
  - ① 事業実施主体は、様式第3号により事業実施計画書を作成し、生産振興課長に提出するものとする。
  - ② 生産振興課長は、申請のあった事業実施計画書の内容が採択要件を満たすと認められるときは、これを承認し、様式第6号により通知するものとする。

## 5 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、4に準じて承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増、または補助金の増
- (4) 事業費または補助金の30%を超える減

## 6 事業の着手・完了

### (1) 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。この場合、あらかじめ様式第7号により交付決定前着手(着工)届を、4に準じて提出するものとする。

### (2) 事業の完了

本事業は、4により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

## 第5 助成

- 1 農林振興センター所長は、予算の範囲内において別表1に定める事業に要する経費について、別表1に定める補助率及び補助額の上限の範囲内において補助をするものとする。
- 2 県域を対象とする広域的な事業実施主体の場合は、生産振興課長が、予算の範囲内において別表1に定める事業に要する経費について、別表1に定める補助率の範囲内において補助をするものとする。
- 3 補助金額は千円単位とし、千円未満については切り捨てるものとする。

## 第6 事業実施状況の報告等

- 1 実施状況報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第8号により、翌年度の5月末日までに第4の4に準じて提出するものとする。(但し、第2の1の(3)の事業については事業実施年度の翌年度のみ報告とする。)

なお、目標年度までに成果目標を達成していない場合は、目標年度以降も目標達成するまで目標達成状況を報告するものとする。

## 2 事業の遂行状況の報告

農林振興センター所長および生産振興課長は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

## 第7 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年4月11日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和8年4月10日から施行する。

別表1 補助対象、導入条件、事業実施主体、補助率、補助額の上限等

事業内容	補助対象	導入条件	事業実施主体	補助率	補助額の上限
(1) スマート技術導入拡大支援 ①データ共有支援型	グループ内でのデータ活用を目的とした環境測定装置	・リアルタイムもしくは遠隔でデータを確認できるもの ・様式3号別添3の「データ共有計画」を概ね5経営体以上で作成し提出すること	(指定なし)	1/2以内	500千円
②スマート機器等新規整備支援型	環境管理・栽培管理の自動化・軽労化・省力化に資する機器・設備 (統合環境制御装置、環境測定装置、炭酸ガス発生装置、細霧冷房、LED補光、AIかん水施肥システム、養液栽培装置、無人防除機、電動作業車、多機能農業ロボット等、その他環境管理・栽培管理の自動化・軽労化に資する機器・設備)	左記の機器・設備から2つ以上導入すること(既存で導入済みの機器・設備を含めても良い)  (様式3号別添3の「データ共有計画」を概ね5経営体以上で作成し提出することで優先採択(ポイント加算)する)	(指定なし)	1/2以内	2,000千円
③データ活用研修等支援型	スマート技術の活用により栽培管理の改善を目指すグループによる研修会の開催活動(会場使用料、講師謝金等)	概ね5経営体以上のグループであること	農業者の組織する団体のみ	定額	100千円
(2) 新課題対応機器・設備導入支援 ①昇温抑制機器等支援型	ハウスの昇温抑制対策を目的とした機器・設備(気化熱利用外気導入システム、ヒートポンプ(熱源に地下水や地中熱を用いるもの)、簡易な対策機器、その他ハウス内環境の昇温抑制に資する機器・設備)	左記の機器・設備から1つ以上導入すること	(指定なし)	1/2以内	2,000千円
②収穫調製機器等支援型	収穫調製作業の省力化を目的とした機器・設備(光センサー選果機、収量予測システム、収穫ロボット等、その他収穫調製作業の省力化に資する機器・設備)	左記の機器・設備から1つ以上導入すること	(指定なし)	1/2以内	2,000千円

なお、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額は補助対象としない。

また、事業の実施においては、下記の取組に配慮するものとする。

- (1) 農業支援課が主催する経営力向上に向けた講習会等に参加する。
- (2) 環境負荷低減事業活動計画の認定を受ける。
- (3) S-GAP等のGAP認証を取得する。
- (4) 農業経営のセーフティネットに加入する。
- (5) 県が主催する研修会等に参加し技術研鑽に努める。

別表2 事業内容ごとの成果目標と目標数

事業内容	成果目標	目標数
(1) スマート技術導入拡大支援 ①データ共有支援型  ②スマート機器等の新規整備支援型  ③データ活用研修等支援型	<b>【収量向上】</b> 収量を5%以上増加させること <b>【品質向上】</b> 品質を5%以上向上させること  <b>【収量向上】</b> 収量を10%以上増加させること <b>【労働時間削減】</b> 省力化される作業の労働時間を10%以上削減させること  —	左記の <b>【収量目標】</b> 、 <b>【品質向上】</b> のうち一つ以上の目標を立てること。(複数の目標を設定してもよい)  左記の <b>【収量目標】</b> 、 <b>【労働時間削減】</b> のうち一つ以上の目標を立てること。(複数の目標を設定してもよい)  —
(2) 新課題対応機器・設備導入支援 ①昇温抑制機器等支援型  ②収穫調製機器等支援型	<b>【収量向上】</b> 収量を10%以上増加させること <b>【品質向上】</b> 品質を10%以上向上させること  <b>【労働時間削減】</b> 省力化される作業の労働時間を10%以上削減させること <b>【労力コスト削減】</b> 人件費を10%以上削減すること	左記の <b>【収量目標】</b> 、 <b>【品質向上】</b> のうち一つ以上の目標を立てること。(複数の目標を設定してもよい)  左記の <b>【労働時間削減】</b> 、 <b>【労力コスト削減】</b> のうち、どちらか一つの目標を立てること。

別表3 ポイント算出表

第3の3成果目標に関するポイントと、別表1に記載した配慮すべき取組等に関するポイント、及び第2の1の(3)の事業の採択ポイントは次のとおりとする。

(1) 成果目標に関するポイント

事業内容	目標および取組	ポイント数
(1) スマート技術導入 拡大支援		
①データ共有支援型	【収量向上】 10a 当たりの収量増加率 15%以上の増加	10
	10%以上の増加	7
	5%以上の増加	5
	【品質向上】 10a 当たりのA品率等の増加率 15%以上の増加	10
	10%以上の増加	7
	5%以上の増加	5
②スマート機器等の 新規整備支援型	【共有計画での取組】 申請者が新規導入者の場合	3
	データの共有をクラウドで行う場合	5
	【収量向上】 10a 当たりの収量増加率 30%以上の増加	10
	20%以上の増加	7
2 新課題対応機器・設 備導入支援	10%以上の増加	5
	【労働時間の削減】 導入する機器・設備により省力化 される作業の削減時間 30%以上の削減	10
	20%以上の削減	7
	10%以上の削減	5
①昇温抑制機器等支 援型	【共有計画での取組】 データの共有計画を有する場合	3
	データの共有をクラウドで行う場合	5
②収穫調製機器等支 援型	【収量向上】 10a 当たりの収量増加率 30%以上の増加	10
	20%以上の増加	7
②収穫調製機器等支 援型	10%以上の増加	5
	【品質向上】 10a 当たりのA品率等の増加率 30%以上の増加	10
	20%以上の増加	7
	10%以上の増加	5
②収穫調製機器等支 援型	【労働時間の削減】 導入する機器・設備により省力化 される作業の削減時間 30%以上の削減	10
	20%以上の削減	7
	10%以上の削減	5

	【労働コストの削減】10a 当たりの人件費コストの削減	
	30%以上の削減	10
	20%以上の削減	7
	10%以上の削減	5

(2) 配慮すべき取組等に関するポイント

項目	計算基準	ポイント数
事業実施主体	認定農業者の場合	1
経営力向上	農業支援課が主催する経営力向上に向けた講習会等を平成29年度以降に修了している又は事業実施年度に受講する	1
地域計画	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）で担う者に位置づけられている場合	3
	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）で担う者に位置づけられる見込みである場合	1
環境負荷低減	環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	3
	又は年度内に受ける見込みである	1
GAP	S-GAP等のGAP認証を取得している	3
	事業実施年度の翌年度までの間にS-GAP等のGAP認証を取得する計画がある	1
農業経営のセーフティネット	収入保険、農業共済（本事業により機械・設備を導入するハウスが補償の対象であること）、野菜価格安定制度（事業対象品目が補償の対象であること）に加入している	3
	事業実施年度の翌年度までの間に収入保険、農業共済（本事業により機械・設備を導入するハウスが補償の対象であること）、野菜価格安定制度（事業対象品目が補償の対象であること）等に参加する計画を有しており、かつ、計画を有している旨を埼玉県農業共済組合に情報提供することを承諾する（参考様式有り）	1
技術研鑽	県が主催する研修会等に年1回以上参加する場合。	1

(3) 研修開催等の農業者の組織する団体（第2の1の(3)の事業）に関するポイント

項目	計算基準	ポイント数
団体の構成	県全域を対象とする広域団体の場合	5
	会員数10人以上の団体である場合	3
団体構成員の事業との連動	構成員がパイオニア事業のスマート活用支援のメニューにより支援を受けている場合	1×構成員数
データの共有計画の有無	データの共有計画を有する場合	3
	データの共有をクラウドで行う場合	5
研修会の内容	研修会に他団体の参加者を呼ぶ場合	3